

秋田市都市計画提案評価検討委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市都市計画提案制度に関する要領第6条第2項の規定に基づき、秋田市都市計画提案評価検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定に基づく秋田市に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）について、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの調査・検討に関すること。
- (2) 前号の調査・検討のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、その職にある者が出席できない場合は、代理人の出席を認める。
- (3) 委員長は、必要に応じてその都度これら以外の者を委員として委員会に参加させることができる。
- (4) 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- (5) 委員長は、あらかじめ指定した者にその職務を代理させることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月 8日から施行する。

別表

秋田市都市計画提案評価検討委員会 委員

都市整備部次長、都市整備部都市計画課長、都市整備部建築指導課長、建設部道路建設課長、建設部公園課長、上下水道局下水道整備課長
--

